「介護現場革新部会」の設置について

令和6年6月20日 徳島県地域介護総合確保推進協議会

「介護現場革新部会」の設置について

(目的)

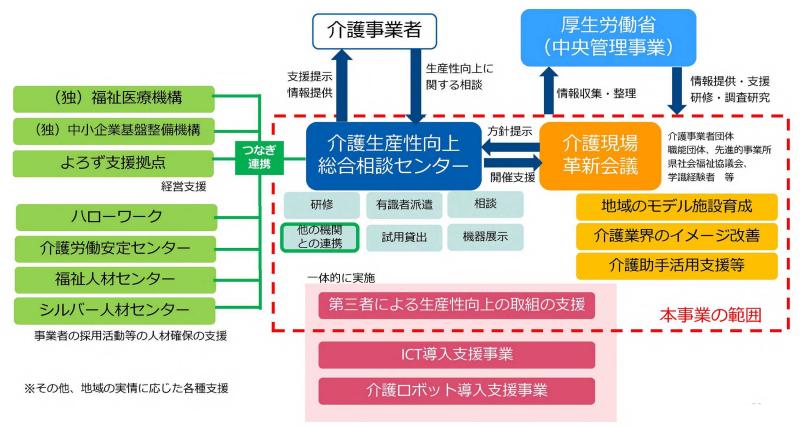
介護現場の生産性向上や人材確保の推進を目的としたワンストップ窓口「徳島県介護生産性向上総合相談センター」の設置・運営に係る取組方針をとりまとめる。

介護現場革新部会員名簿

- ·大塚 忠廣 (徳島県老人福祉施設協議会)
- ・**喜多 一之**(徳島労働局)
- ·田蒔 正治 (徳島県老人保健施設協議会)
- ·田村修司(徳島県介護福祉士会)
- · 手束 直胤(全国介護事業者連盟徳島県支部)
- ・富樫 一美(徳島県ホームヘルパー協議会)
- ·柳澤 幸夫(徳島文理大学)
- ·山口 浩志 (徳島県介護支援専門員協会)
- · 吉田 貴史 (徳島県社会福祉協議会)
- ※オブザーバー(「経営分野」関係者)
 - ・髙井 美帆 (徳島県よろず支援拠点)
 - · 土橋 秀美(徳島県社会保険労務士会)

(五十音順)

「部会」と「相談センター」の関係



出典:令和5年度 介護現場における生産性向上推進フォーラム 厚生労働省資料

徳島県地域介護総合確保推進協議会介護現場革新部会設置要領

(設置)

- 第1条 徳島県地域介護総合確保推進協議会設置要綱第3条第4項に基づき、徳島県地域 介護総合確保推進協議会(以下、「協議会」という。)に、徳島県介護生産性向上総合相 談センター(仮称)の設置及び運営について検討を行うため、「徳島県地域介護総合確 保推進協議会介護現場革新部会(以下、「部会」という。)」を設置する。
- 2 部会は、厚生労働省所管の介護生産性向上推進総合事業実施要綱に基づく、「都道府県介護現場革新会議」として設置するものである。

(所掌事項)

- 第2条 部会は、次の事項について協議を行う。
 - (1) 徳島県介護生産性向上総合相談センター(仮称)の設置に関すること。
 - (2) 徳島県介護生産性向上総合相談センター(仮称)の運営に関すること。
 - (3) 介護現場の生産性向上に関する施策の情報共有及び連携に関すること。
 - (4) その他必要な事項。

(組織)

- 第3条 部会は、部会員9人以内で構成する。
- 2 部会員は、別表に掲げる関係団体等の協議会の委員のうちから、知事が委嘱する。
- 3 部会員の任期は、協議会設置要綱第3条第3項を準用する。

(部会長及び副部会長)

- 第4条 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会を統括し、部会を代表する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (部会)
- 第5条 部会は、必要に応じ、部会長が招集する。
- 2 部会長又は部会員が出席できない場合は、あらかじめ部会長又は部会員が指名する者がその職務を代理することができる。
- 3 部会長は、特に必要があると認めるときは、文書その他の方法により部会員に意見等 を求め、部会の開催に代えることができる。

(関係者の出席)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に会議への出席を求め、 意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、保健福祉部長寿いきがい課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、令和6年 月 日から施行する。

別表

全国介護事業者連盟徳島県支部 徳島県介護支援専門員協会 徳島県介護福祉士会 徳島県社会福祉協議会 徳島県ホームヘルパー協議会 徳島県老人福祉施設協議会 徳島県老人保健施設協議会 徳島文理大学 徳島労働局 (委員団体については五十音順)